

令和4年度

財政援助団体等監査
(公の施設の指定管理者)
結果報告書

智頭町監査委員

《目 次》

	ページ
第1. 基準に準拠している旨	1
第2. 監査の種類	1
第3. 監査の対象	1
第4. 監査の着眼点(評価項目)	1
第5. 監査の主な実施内容	1
第6. 監査の実施場所及び日程	2
第7. 監査の結果	2-7
I 総 括	2
II 共通事項について(指定管理者・福祉課)	2-3
老人福祉センターの今後の方向性	2-3
III 個別事項について(福祉課)	3-7

【検討】

- 1 リスク分担の明確化
- 2 大規模災害等発生時の施設利用
- 3 緊急事態等の体制整備
- 4 利用者ニーズの把握
- 5 管理物品(備品等)の管理
- 6 協定書の締結日
- 7 管理規則の見直し

【注意】

- 1 利用料金制度
- 2 施設の安全管理
- 3 一括第三者委託の禁止
- 4 事業計画書
- 5 申請(選定)要項

【参考資料】 ----- 7-16

【注 記】

文中使用する次の法令名は、次のとおり省略して表記した。その他の法令及び規則などについては、法令年、法令番号、公示年、公示番号などを省略した。

地方自治法(昭和22年法律第67号)	→ 自治法
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)	→ 施行令
智頭町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例(平成17年12月22日条例第33号)	→ 手続等条例
智頭町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例	→ 設置条例
智頭町老人福祉センター管理規則	→ 管理規則
智頭町老人福祉センター	→ 老人福祉センター
基本協定書	→ 協定書

令和4年度財政援助団体等監査 (公の施設の指定管理者)結果報告書

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、智頭町監査基準(令和2年4月1日施行)に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

(1)監査の名称

財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者)

(2)根拠法令

自治法第199条第7項

第3 監査の対象

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせている次の施設の管理・運営を行った指定管理者について、監査を行った。

(1)対象施設等

施設名	指定管理者名	施設所管課
智頭町老人福祉センター(ひまわり会館)	特定非営利活動法人 和の輪	福祉課

(2)対象事務

管理業務に係る出納その他の事務の執行について(令和元年度から令和4年度及びその他の年度)

第4 監査の着眼点(評価項目)

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1)【施設所管課関係】(指定管理者の指定の手続き等に関すること)

- ア 指定管理者を導入した目的、趣旨は生かされているか。
- イ 指定管理者の指定は、法令等に根拠をおき、適正・公正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ 協定書等には、必要な事項が適正に記載されているか。
- オ 業務履行確認は業務報告書等により適切になされているか。
- カ 指定管理者に対する指導監督は適正に行われているか。

(2)【指定管理者関係】(指定管理者の事務事業の執行に関すること)

- ア 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- ウ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- エ 事業計画書、事業報告書等は適正に作成、提出されているか。
- オ 施設の管理運営及び財産の管理は適切に行われているか。
- カ 利用者意見の収集に努めているか。

第5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、管理業務に係る会計経理及び施設の管理等が適正に執行されているか否かについて、指定管理者及び所管課から事前に関係資料、証拠書類等の提出を求め、上記監査の着眼点に沿って書面及び現地調査を行い、必要に応じ所管職員等から説明を聴取したうえで、通常実施すべき監査手続により実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

- | | |
|--------|------------------------------|
| 1 実施場所 | 智頭町保健センター・ほのぼのボランティア室(福祉課) |
| | 智頭町老人福祉センター・2階生活指導室(福祉課・和の輪) |
| 2 実施日程 | 令和5年1月24日(火) |

第7 監査の結果

I 総 括

智頭町監査基準に準拠し、第1から第6までの記載事項及び各監査の着眼点のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった公の施設の指定管理・運営に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部においては、検討及び注意を要する事項が見受けられたので、指定管理者にあっては所管課との協議により、適切な措置を講じ、所管課にあっては指定管理者に対する指導を含め、早急に適切な措置を講じ、適正な処理に努められたい。

また、個別事項で記述した指摘事項(検討)について、改善措置を講じたときは、自治法第199条第14項の規定に基づき、遅滞なくその旨を監査委員に通知願います。

なお、事務処理上で注意すべき点のうち軽微な事項については、監査の執行の際、担当者に対し直接通知したので、記述を省略した。職員が法令遵守すべきことは当然であり、漫然と前例踏襲を繰り返すのではなく、常に個々の業務を点検・見直すとともに、内部統制の視点を持って、業務に当たられたい。

※ 監査結果は、次の区分により取り扱う。

○ 「改善」(改善が必要なもの)

- ア 法令、条例、規則等に明らかに違反しているもの
- イ 予算を目的外に支出しているもの
- ウ 不経済な行為又は損害を生じているもの
- エ 収入確保上や経済性に欠ける執行が明白で改善を要するもの
- オ その他著しく不適切又は妥当性を欠くもの

○ 「検討」(検討を要するもの)

- ア 事務の処理方法の統一など各部局間の調整を要するもの
- イ 予算措置上又は制度上の不備で検討を要するもの

○ 「注意」(注意すべきもの)

- ア 事務処理の記載誤り、記載漏れなどの軽易な誤りのもの
- イ その他今後の事務処理に当たり、留意すべきもの

II 共通事項について(指定管理者・所管課)

老人福祉センターの今後の方向性

指定管理制度について、自治法第244条の2第3項では、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる」とされている。

設置条例では、設置目的として「町民の健康増進、教養の向上及びレクリエーション並びに福祉の向上等多目的な機能を有する総合的施設福祉センターを設置する」と定められており、この中で指定管理者が行う業務は、単に、「建物としての施設の管理を行う」ということではなく、設置目的に基づいて、より多くの町民に利用される施設となるよう適切な管理運営を行うことが求められている。

以上のように、指定管理者制度の運用目的は、施設の設置目的の効果的・効率的な達成であるとされているが、現在の業務仕様書及び協定書における指定管理者の業務内容は、主に、施設・設備の維持管理業務に限定されており、その運用は、当初の設置目的とかけ離れたものになっている。

老人福祉センターが開設された当時(昭和58年)と社会情勢が大きく変化する中、設置目的のうち、現在実

施されていないものや他の施設でも行われているものが多く、固定の施設によるサービス提供から、建物とサービスを切り離し、民間事業者を含めて、より多くの場所でサービスを展開し、より身近な場所でサービスを受けられる機会が増加している。旧来の福祉の枠組みでの施設形態とその運用は、利用者を固定化し、町民の今日的ニーズを掴み切れていない状況にある。このようなことから、施設については、設置目的、町民(利用者)ニーズ、時代ニーズ、町行政の役割、利活用状況の現状や課題を的確に把握しながら、多様化する利用者ニーズや必要性を考慮した施設の方向性を点検・検討する必要がある。

検討事項として、施設に求められ役割も大きく変化していることから、「施設を活用した多世代交流及び地域交流を幅広く行っていく」という考え方に基づき、基本的には町民のための目的施設であるものの、時代状況や施設の有効活用の観点などから、貴重な地域資源である施設として、特定な利用者だけでなく、高齢者向けの機能を継続するとともに、多世代の方々に、幅広く活用されていくよう、機能の再構築(転換)を進めるこども考えられる。

そのためには、地域により開かれた施設として、あらゆる人に使われる施設となっていくために、貴重な地域資源、多世代交流及び地域交流の場として、行政が積極的な施設活用に向けた地域マネジメントをしていく必要がある。今後、更なる高齢者の増加が見込まれる中、町民ニーズの変化や利用者の要望を的確に捉え、地域における必要性を精査し、町の福祉行政における老人福祉センターに求める機能を整理した上で、時代背景にあった施設へと活用化していくこと併せて、効果的・効率的に施設の設置目的を達成できる指定管理者が行う管理運営業務の範囲及び内容についても総合的に検討されたい。

III 個別事項について

所管課(福祉課)に関する事項

【検討】

1 リスク分担の明確化

公の施設の管理においては、事故や施設の破損など様々なリスクが発生する可能性があるが、事前に町と指定管理者の間で想定されるリスクの分担を定めておくことにより、リスク発生時の円滑な対応が期待できる。そして、リスクへの適切な対応のためには、町と指定管理者が一体となってリスクマネジメントを行っていく必要がある。

特に公の施設においては、利用者の安全確保には十分注意する必要があり、利用者の安全を脅かすようなリスクについては、重点的に対応を図る必要がある。

リスク分担を明確にする上では、可能な限り“曖昧さ”を避け、募集要項等でリスク分担の考え方を事前に示し、想定されるリスク分担の詳細内容を一覧表(リスク分担表)にし、協定書で具体的にかつ明確に定める必要がある。協定書にリスク分担として、「管理業務を実施するにあたり支障を生じさせる恐れのある事項(以下「リスク」という。)の分担については、別記「リスク分担表」のとおりとする。2 前項の定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、委託者、受託者で協議の上、リスク分担を決定するものとする。」旨を協定事項として、明記されたい。なお、リスク分担の詳細については、必ず協定締結時に両者で確認すること。

また、分担したリスクについては、町と指定管理者がそれぞれ、なんらかのリスクが顕在化した場合の対応策や連絡体制等を明確化しておくことも重要である。具体的には、①危機発生時の対応体制(責任の明確化)②危機発生時の報告・連絡体制(情報の共有・一元化)③被害者が発生した場合の対応策についてあらかじめ定めておくことが考えられる。

2 大規模災害等発生時の施設利用

指定管理者制度導入施設には、災害時の利用者の安全確保を行うとともに、災害時には公的施設として、避難所、ボランティアの活動拠点、物資集配拠点等、様々な役割を担うことが想定され、事前の備えが求められる。

本施設が地域防災計画の避難所等として指定されている場合は、協定書等に「避難施設開設時の緊急対応業務」として、「受託者は、施設が智頭町地域防災計画において、避難所として指定されていることを踏まえ、適切に対応しなければならない。2 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、施設が避

難場所、避難所、支援物資集配拠点、一時滞在施設その他委託者が指定する用途(以下「避難所等」という。)として使用される場合は、受託者は、委託者の指示に従い、避難所等の開設及び運営等の災害の対応を行うものとする。3 前項の場合において、施設に避難所等が開設される場合は、受託者は、別紙【災害対応業務分類表】のとおり、災害対応業務を行うものとする。」旨を十分説明する必要がある。

3 緊急事態等の体制整備

協定書第16条(緊急時の対応)第1項で、「〈省略〉緊急事態が発生した場合、指定管理者は速やかに必要な措置を講じるとともに、委託者を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。」と規定されているが、緊急事態等のための体制整備については規定されていない。

緊急事態等が発生した場合に利用者等の避難誘導等の安全確保を最優先し、被害を最小限にとどめるために適切に対応できるよう、指定管理者に求める対策として、協定書第15条第1項に「受託者は、緊急事態等の発生を想定した危機管理体制を整備するとともに、安全管理マニュアルを策定しなければならない。2 受託者は、隨時、従業員等への研修及び緊急事態等の対応について訓練等を行い、危機管理体制及び安全管理マニュアルを周知徹底しなければならない。3 受託者は、危機管理体制及び安全管理マニュアルの点検を隨時行うとともに、消防署等関係機関から改善の助言又は指導があった場合は直ちに改善しなければならない。4 受託者は、危機箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置を行うものとする。5 受託者は、緊急事態等が発生した場合には、安全管理マニュアルに従い、迅速かつ適切に必要な措置を講じるとともに、委託者を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を速やかに通報しなければならない。6 受託者は、緊急事態等が発生した場合には、委託者と協力してその原因調査に当たるものとする。」旨を明記されたい。

4 利用者ニーズの把握

利用者の感想や意見、満足度等について調査することは、業務の履行状況の確認だけでは把握することが難しい施設の実情及び施設が提供しているサービス水準を確認する上で効果的であり、その結果分析から管理運営に有用な情報が得られるものである。このため、指定管理者は、提供するサービスの向上のための資料とすることを目的として、意見箱の設置等の方法により利用者等の意見を聴取することになる。

令和5年度の年次事業計画書では、基本方針として「(1) 地域や利用者のニーズに沿った管理運営」を掲げ、管理業務では、「(4) 利用者の満足度向上については、利用者の意見を聴取し、満足度の向上に努め、施設ロビーにご意見箱を設置する」としている。また、仕様書でも、管理業務に関する基本的な事項として、「利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと」としている。

しかし、「意見箱の設置」が協定事項となっていないことから、「受託者は、利用者の意見や要望を適切に把握し、サービスの維持・向上に反映させるため、施設内に、利用者が自由に意見を記述することができる「意見箱」を設置しなければならない。2 受託者は、投函された意見を毎日処理するとともに、毎月業務報告書とともに委託者に提出しなければならない。」旨を協定書に明記されたい。

また、協定事項ではないが、利用者ニーズの把握として、「利用者のニーズを客観的に把握するため、町自らが主体となった利用者アンケートを毎年度1回以上実施することとし、利用者アンケートの結果を踏まえ、必要に応じ、指定管理者に対し、指導・監督を行う」ことについて検討され、利用者満足度の向上のため、また潜在的な利用者確保のため、広く町民の要望を適時に把握できるよう改善に努められたい。

5 管理物品(備品等)の管理

協定書第18条(委託者による備品等の貸与)第1項では、「委託者は、(別紙2)に示す備品等を、無償で受託者に貸与する。」とし、所管課は、貸与備品の内訳を備品一覧に示すこととなっている。また、仕様書(備品の維持管理業務)では、「指定管理者は、貸与備品について、所管課が定める備品台帳を備え、その管理に係る備品を整理し、廃棄等の異動事項について遅滞なく所管課へ報告しその承認を得ること」とされている。また、貸与備品は、町の財産であり、指定管理者が業務の実施において利用するものであるため、適切に管理されねばならない(協定書第18条第2項)。

貸与備品の管理状況について監査したところ、所管課は、指定管理者に提供した備品について、現物との

照合を行わずに実態とは異なる備品一覧を指定管理者に示していた。したがって、所管課は、協定書等に定められた備品一覧を整備していなかったことは適性を欠いており、速やかに現物との照合を行い、備品一覧を整備されたい。また、貸与備品については、適切な管理が必要であり、「原則として最低年一回は現物と台帳を照合し、年次事業報告書で備品実査結果を報告すること」について協定事項とされたい。

6 協定書の締結日

指定管理制度では、行政処分である「指定」により公の施設の管理権限の委任を受けた指定管理者は、管理委託制度による「契約書」に代わるものとして、指定後に町との間で施設の管理運営に関する「協定書」を締結し、協定等に則って具体的な業務を実施することになる。「協定」は、①指定期間を包括した「基本協定」と、②単年度ごとの経費等を定める「年度協定」とに分割して締結する。指定管理料が発生し、かつ、指定期間が複数年度にわたる場合は、指定管理期間における予算の裏付けとして債務負担行為の設定が必要となる（総務省自治行政局長通知）。債務負担行為は指定管理者を指定するまでに設定する必要がある（自治法第222条）ことから、指定期間中の指定管理料の上限額を設定する債務負担行為予算案（自治法第214条）を当該指定管理者の指定議案（議決事項：施設の名称・指定管理者の名称・指定期間の3項目）と併せて議会に提出し、議決を得る必要がある（自治法第244条の2第6項）。

なお、行政処分である指定管理者の「指定」（基本協定として発効）は、自治法第214条に規定する「債務を負担する行為」に該当するとされており、債務負担行為を設定した施設では、設定年度に支出の原因となる行為を行わない場合、その効力を失うこととなるため、債務負担行為予算を設定した年度内（指定管理者の指定に係る手続きを行った後、当該指定期間開始前年度の3月までの間）に基本協定書を締結し、年度協定書は各年度4月1日付けで締結することになる。しかし、基本協定書は、債務負担行為予算の設定の年度（令和3年3月）内ではなく、翌年度令和3年4月1日付けで締結されており、是正する必要がある。

7 管理規則の見直し

管理規則第2条（利用の許可）第1項では、利用許可願（様式第1号）の提出について、第2項では、利用許可書（様式第2号）の交付について規定されている。第3条は「利用料金の減免」であるが、別紙参照で、様式第1号（第3条関係）及び様式第2号（第3条関係）と誤記されている。

また、別紙の表題が、様式第1号は「老人福祉センター使用許可願」で、様式第2号は「老人福祉センター使用許可書」となっている。「利用と使用」を明確に区分したうえで、管理規則の見直しをされたい。

【注意】

1 利用料金制度

利用料金制度とは、自治法第244条の2第8項の規定に基づき、公の施設の利用に係る料金収入を指定管理者の収入として收受させ、施設を管理していくための管理経費に充てることができる制度で、この場合、利用料金は、町の歳入ではなく、指定管理者の収入になり、使用料（地方公共団体の歳入となるべき公法上の債権に基づく公金：自治法第225条）の場合と異なり、当該料金収入は私法上の債権となる。

また、利用料金について承認料金制を採用している施設の場合、利用料金の額は、自治法第244条の2第9項の規定に基づき、設置条例で定めた利用料の上限の範囲内で指定管理者が定めることができるが、この場合、あらかじめ指定管理者が当該料金について町の承認を受けて定めるものとされている（協定書第25条第2項：承認料金制）。今回の監査では、その事務処理を確認できなかった。町は、指定管理者に対し、条例に基づき、利用料金の額について町の承認を得るよう指導するとともに、利用料金の決定に関する事務を適正に行われたい。

2 施設の安全管理

利用者等の安全確保は、施設の設置者たる自治体にとって最大かつ最優先に扱うべき事項である。施設の設備に関する定期点検、利用者の安全を確保するために事故を未然に防ぐ措置、対応については、基本的には施設を管理する指定管理者の責任で実施することとなるが、町は指定管理者が実施する業務の監督責任を負うと共に、施設の設置者として、安全管理を行う義務を負うものである。

法的責任では、①施設自体の瑕疵により人的・物的事故が生じた場合は、基本的には町に損害賠償責任が生じる(国家賠償法第2条)が、指定管理者が行った維持補修等に原因がある場合には、指定管理者に損害賠償責任が生じることもある(民法第709条)。②指定管理者の従業員等の過失により人的・物的事故が生じた場合は、指定管理者に損害賠償責任が生じる(民法第715条)が、指定管理者に公の施設の管理を委任しているとはいって、公の施設の管理自体は町の責務であることから、町に対しても損害賠償責任が生じることもある(国家賠償法第2条)。③当該被害者は町と指定管理者との過失割合に関わらず、町及び指定管理者どちらに対しても損害賠償全額を請求できる。町が被害者に賠償した場合は、指定管理者に対し、その過失割合に応じて求償することになる(国家賠償法第2条、民法717条)。

公の施設について、利用者等の安全確保及び施設の長寿命化を図るために、仕様書等に「指定管理者が施設・設備の定期的な点検及び所管課への報告等(保守点検(法定・任意)実施報告)を行い、所管課は、指定管理者の報告を基に、施設の状態を把握し、必要に応じて、指定管理者に対して必要な指示を行う」旨を明記し、利用者等の安心・安全に万全を期した施設管理に当たられるよう努められたい。

3 一括第三者委託の禁止

指定管理制度は、基本的には施設の一体的な管理を包括的に指定管理者に行わせることを想定している制度であることから、管理の業務を一括して第三者へ委託(いわゆる丸投げ)することは認められない(総務省自治行政局長通知)ことから、一括第三者委託の禁止について協定書等に明記されたい。

また、協定書第14条(第三者による実施)では、「事前に委託者の承諾を受けた場合及び(町が指定した)清掃、警備及び設備の保守点検などの業務を除いて、外部委託はできない」旨を規定しているが、仕様書には、「業務を再委託するものについては事前に町の承認を得ること」と記載されており、「(町が指定した)業務を委託する場合を除く」が記載されていないことから、整合性を図られたい。

総務省自治行政局長通知(平成17年7月17日付け)では、「清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、<中略>今回の制度の趣旨に鑑みれば、管理に係る業務を一括して更に第三者へ委託することはできない」とされている。

4 事業計画書

年度協定書第1条(目的)では、「本業務の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。」と定められており、指定期間中における、各年度の事業開始前の町が指定する期日(12月末日)までに次年度の「年度事業計画書」(収支計画書含む)を提出させ、所管課で内容の確認を行った後に、各年度の指定管理料等及び各年度の業務の内容等について年度協定書を締結することとしている。なお、指定管理料は、基本協定書において指定期間における上限額(債務負担行為の限度額)を定めたうえで、年度協定書により各年度の指定管理料を定めるものである。

今回の監査では、初年度の事業計画書の提出が確認できなかった。また、次年度の事業計画書は期日通り提出されていたが、指定管理料等の算定基礎となる収支計画書が提出されていなかった。協定書第19条については、(事業計画書等)として、第1項において、「受託者は、初年度は5月末日、その後の年度は12月末日までに次の各号に掲げる書類を作成し、委託者へ提出した上で、委託者の確認を得なければならぬ。(1)事業計画書(2)収支計画書(3)その他、受託者が必要と認める書類」と明記されたい。

5 申請(選定)要項

指定管理者の選定については、公募によることを原則とするが、手続条例第5条(指定候補者の選定の特例)第1項の各要件に該当すれば、例外として、非公募で特定の団体を任意に選定(以下「任意指定」という。)することが可能となる。

指定管理者の募集方法が公募の場合は、指定管理者の指定を受けようとする団体が申請書類等を円滑に作成できるようにするために、仕様書とは別に「募集要項」を作成する必要がある。募集要項には、施設の概要・設置目的・管理運営方針、管理の業務範囲、申請の方法、スケジュール等が記載されているものであり、仕様書とともに、指定管理者の申請に必要な書類である。任意指定(非公募)の場合についても、非公募対象者に申請書を提出させるに当たり、募集要項に準じて、申請(選定)要項を作成する必要がある。

なお、協定書の別紙1の用語の定義では、仕様書とは、「老人福祉センター指定管理者募集要項」に示された本業務に係る仕様書のことをいうとされているが、今回の監査では、募集要項は確認できなかった。

【参考資料】

1 監査対象の概要

資料 1

(1) 指定管理者の概要

名称・代表者	特定非営利活動法人 和の輪 理事長 河村 憲夫
所在地	智頭町智頭1795番地1(公の施設の所在地)
設立年月日	平成20年年3月18日(登記日)
正味財産	31,686,272円(令和4年3月31日現在)
役員	理事3名(理事長1名 副理事長1名 理事1名) 監事1名

ア 設立目的(定款)

この法人は、利用される障害のある方に対して、その人の思いを尊重しながら、自立支援やサービスを行い、障害のある方を中心とする福祉の研究や事業を行うことにより、地域との連携、まちづくりの推進を図り、社会福祉に貢献することを目的とする。

イ 主な事業内容(定款)

- (ア) 障害福祉に関する事業
- (イ) 障害福祉サービス事業
- (ウ) 町内の美化活動
- (エ) 在宅福祉事業
- (オ) 社会教育、福祉教育に関する事業
- (カ) 企業、官公庁、個人からの受託事業
- (キ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 公の施設の概要

区分	内 容
名称	智頭町老人福祉センター(ひまわり会館)
所在地	智頭町智頭1795番地1
設置年月日	昭和58年4月1日
設置目的	老人福祉法第15条第5項及び第20条の7の規定による老人福祉センター 町民の健康増進、教養の向上及びレクリエーション並びに福祉の向上等多目的な機能を有する総合的施設福祉センターを設置する。(設置条例第2条)
種別	老人福祉センターA型(※)
開館時間	午前8時00分～午後9時00分 (設置及び管理に関する条例)
休館日	毎週日曜日・年末年始(12月29日～1月3日)・8月14日～8月16日 (〃)
敷地面積	1,387.29m ²
延床面積	1,604.062m ²
構造等	鉄骨コンクリート造 3階建
施設・設備の内 容	作業室 訓練室 集会室 待合室 教養娯楽室 生活指導室 和室 栄養相談室

【老人福祉センターの法的位置づけ】

- ・老人福祉法第15条第5項 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。

・老人福祉法第20条の7 老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

【設置条例の法的位置づけ】

・自治法第244条の2第1項 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

・老人福祉法第15条第5項 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。

※ 【老人福祉センター設置運営要綱】(昭和52年8月厚生省)

・(目的)老人福祉センターは、地域の老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人に健康で明るい生活を営ませることを目的とする。

・(種別)老人福祉センターの種別は、老人福祉センター(特A)、老人福祉センター(A型)、及び老人福祉センター(B型)とし、その設置される場所、目的等を考慮して種別を決定するものとする。

・(事業)老人福祉センター(A型) 事業内容は、①各種相談(生活・健康相談)、②生業及び就労の指導、③機能回復訓練の実施、④教養講座の実施、⑤老人クラブに対する援助等 老人福祉センター(B型) 事業内容①各種相談(生活・健康相談)②教養講座等の実施③老人クラブに対する援助

(3)指定管理の内容

区分	内 容	
指定管理者	特定非営利活動法人和の輪	
指定管理者の指定方式	①指定根拠法令等 自治法第244条の2第3項 ②選定基準 手続条例第5条第1項第1号(指定管理候補者の選定の特例) ③選定及び決定 手續条例第5条第2項 募集については、公募によらず、特定の団体を指定管理者として選定し、選定審査、指定議案提出後、議会の議決に基づき指定管理者に指定	
指定管理期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日	
指定管理料	総額(3年間)	12,222,222円 (消費税及び地方消費税を含)
	令和3年度(第1期)	4,074,074円 (〃)
	令和4年度(第2期)	4,074,074円 (〃)
	令和5年度(第3期)	4,074,074円 (〃)
利用料金制	地方自治法第244条の2第8項による利用料金制採用	
指定に係る町議会の議決日	令和3年3月22日 (議案第47号)	
基本協定年月日	令和3年4月1日	
年度協定年月日	令和3年4月1日 令和4年4月1日	
施設の利用者数(延べ人数)	令和元年度 16,949人	
	令和2年度 15,604人	
	令和3年度 12,446人	
管理業務 (設置条例第3条)	自治法第244条の2第3項及び設置条例の規定に基づき、主に次の業務を行うこととしている。 ①福祉センターの施設設備の維持管理に関する業務 ②福祉センターの運営に関する業務のうち、町長のみの権限に属する事務を除く	
令和3年度指定管理者に係る収支状況 (税抜)	収入合計 4,336,774円 (うち、指定管理料 4,074,074円) 支出合計 4,281,784円 収支j状況 54,990円	

2 収支状況の年度推移

資料 2

(単位：千円、%)

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年 (B)	令和3年 (A)	比較増減(A-B)	
						増減額	増減率
収入	4,224	4,211	4,248	4,285	4,337	52	1.2
指定管理料	4,000	4,000	4,037	4,074	4,074	0	0.0
利用料金(注1)	211	211	211	211	263	52	24.6
自販機設置料他	13	0	0	0	0	0	-
支出	4,239	4,192	4,190	4,206	4,282	76	1.8
人件費(注2)	532	548	594	532	608	76	14.3
維持管理費	2,001	1,964	1,899	1,959	2,016	57	2.9
清掃業務	646	713	551	560	560	0	0.0
警備業務	220	220	222	224	224	0	0.0
電気設備保安業務	137	137	138	140	135	△5	△3.6
下水道使用料	752	752	759	766	766	0	0.0
その他(注3)	246	141	229	269	331	62	23.0
光熱水費(注4)	1,447	1,499	1,521	1,432	1,479	47	3.3
修繕料	153	97	93	197	59	△138	△70.1
その他(注5)	106	84	84	86	119	33	38.4
収支差額	△15	19	58	78	55	△23	△29.5

(注1) 利用料金収入の内訳 智頭作業所 212千円 シルバーハウスセンター51千円

(注2) 人件費の内訳 警備員賃金(4月～3月)

(注3) 清掃用具等消耗品費(253千円)、消防設備点検(77千円)

(注4) 光熱水費の内訳 電気代1,079千円、水道代295千円、ガス代87千円、灯油代19千円

(注5) 電話代(75千円)、保険料(21千円)

3 施設利用状況の推移

資料 3

利 用 者 数 の 年 度 推 移 表

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度 (B)	令和3年度 (A)	増減 (A-B)
年間利用者数	16,949	15,604	12,446	△3,158
月平均利用者数	1,412	1,300	1,037	△263

利 用 者 数 の 屬 性 別 推 移

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度 (B)	令和3年度 (A)	増減 (A-B)
待合室	323	327	277	△50
事務室(作業所)	5,115	5,263	5,526	263
シルバー事務所	2,606	2,637	2,633	△4
作業室2	485	576	337	△239
2階和室	2,371	1,899	1,776	△123
機能回復訓練室	2,072	1,651	1,435	△216
日赤奉仕団室	67	97	139	42
栄養相談室	790	833	20	△813
生活指導室	2,188	2,230	123	△2,107

区分	令和元年度	令和2年度 (B)	令和3年度 (A)	増減 (A-B)
3階 和室	18	0	0	0
3階 集会室	914	91	180	89
合計	16,949	15,604	12,446	△ 3,158

注 3階の集会室は、和の輪が作業所として使用している。

4 比較活動計算書

資料 4

(単位：円)

科 目	令和2年度	令和3年度	比較増減
1 経常収益	36,503,861	37,772,467	1,268,606
受取会費（正会費受取会費）	54,000	54,000	0
受取寄付金	6,000	0	△ 6,000
受取助成金等（受取補助金）	392,000	80,000	△ 312,000
事業収益	36,029,760	37,474,624	1,444,864
訓練等給付金	4,779,130	28,158,880	23,379,750
受取事業収益	4,074,074	4,074,074	0
受取負担金	111,600	111,600	0
就労支援事業収益	6,854,156	4,867,370	△ 1,986,786
センター利用料	210,800	262,700	51,900
その他収益	22,101	163,843	141,742
受取利息	235	244	9
雑収益	21,866	163,599	141,733
2 経常費用	34,541,948	35,023,311	481,363
事業費	27,975,271	27,533,763	△ 441,508
人件費	20,612,931	21,507,261	894,330
その他経費	7,362,340	6,026,502	△ 1,335,838
売上原価	460,311	217,286	△ 243,025
水道光熱費	1,453,211	1,490,238	37,027
消耗品費	673,299	499,208	△ 174,091
使用料	913,200	783,600	△ 129,600
修繕費	196,629	69,492	△ 127,137
支払保険料	229,590	250,760	21,170
減価償却費	1,603,335	414,325	△ 1,189,010
委託料	613,100	608,920	△ 4,180
センター使用料	0	211,500	211,500
保健衛生費	175,430	185,760	10,330
繰出金	388,000	388,000	0
その他	656,235	907,413	251,178
管理費	6,566,677	7,489,548	922,871
人件費	5,701,869	6,554,027	852,158
その他管理費	864,808	935,521	70,713
当期経常増減額	1,961,913	2,749,156	787,243
III 経常外収益	0	249,999	249,999
IV 経常外費用	40,802	0	△ 40,802

科 目	令和2年度	令和3年度	比較増減
税引前当期正味財産増減額	1,921,111	2,999,155	1,078,044
法人税、住民税及び事業税	422,800	809,900	387,100
当 期 正 味 財 产 増 減 額	1,498,311	2,189,255	690,944
前 期 繰 越 正 味 財 产 額	27,998,706	29,497,017	1,498,311
次 期 繰 越 正 味 財 产 額	29,497,017	31,686,272	2,189,255

5 事業別損益

資料 5

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位：千円)

科 目	一 般	就 労	指定管理	合 計
I 経常収益	28,418	5,017	4,337	37,772
受取会費	54			54
受取寄附金				0
受取助成金	80			80
事業収益	28,270	4,867	4,337	37,475
その他収益	14	150		164
II 経常費用	25,212	5,530	4,282	35,024
人件費	15,837	5,062	608	21,507
その他の経費	1,885	468	3,673	6,027
売上原価		217		217
水道光熱費	11		1,479	1,490
消耗品費	187	59	253	499
使用料	18		766	784
支払保険料	154	75	21	251
減価償却費	414			414
手数料	189	6		196
委託料			609	609
食糧費	140			140
備品費	149			149
センター使用料	212			212
保健衛生費	186			186
繰出金			388	388
その他	225	111	157	493
管理費	7,490			7,490
人件費	6,554			6,554
その他経費	936			936
当 期 経 常 増 減 額	3,207	△ 513	55	2,749

6 リスク分担表

資料 6

種類	内 容	負担者	
		智頭町	指定管理者
法令の変更	施設等の新設又は改築を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令変更	●	
	管理基準の変更を要する法令変更		●
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		●
税制度の変更	指定管理者制度に影響を及ぼす税制変更(消費税等)	●	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更(法人税、固定資産税等)		●
物価の変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		●
金利の変動	金利の変動に伴う経費の増		●
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他の事由による利用料金収入の減		●
苦情対応	施設利用者等からの苦情対応		●
事故対応	施設及び管理地内における事故への対応		●
行政的な理由による事業変更	行政的な理由から、委任業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更若しくは業務の停止を余儀なくされた場合の経費及びその維持管理経費における当該事情による増加経費	●	
施設設備等の損傷	指定管理者の管理上の瑕疵によるもの		●
	施設・設備の設計・構造上の瑕疵によるもの	●	
	上記以外のもので、1件あたりの修繕額が5万円未満のもの		●
	上記以外のもので、1件あたりの修繕額が5万円以上のもの	●	
第三者への損害賠償	指定管理者の管理上の瑕疵によるもの		●
	施設設備等の設計・構造上の瑕疵によるもの	●	
運営の中止に係るリスク	施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵及び火災等事故によるによる臨時休館、事業中止等		●
	施設設備等の設計・構造上の瑕疵による臨時休館・事業中止等	●	
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱及び暴動その他の町又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲以外のもの)により発生する施設、設備による増加費用	●	
	不可抗力により発生した指定管理者の損害、損失増加費用		●
	指定管理者の管理責任によらない重大な欠陥が発生した場合	●	

地方自治法第199条

- 7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助をあたえているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので、政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払いを保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。
- 9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。
- 14 監査委員からの結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

地方自治法第214条(債務負担行為)

- 1 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならぬ。

地方自治法第222条(予算を伴う条例、規則等についての制限)

- 1 普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。

地方自治法第244条(公の施設)

- 1 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設といふ。)を設けるものとする。
- 2 普通地方公共団体(次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

地方自治法第244条の2(公の施設の設置、管理及び廃止)

- 1 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。
- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの(指定管理者)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適當と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を得なければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適當でないと認めるときは、その指示を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

8 【 通 知 】

資料 8

「指定管理者制度の運用について」(平成22年12月28日付け総務省自治行政局長通知)

本通知は、自治法第252条の17の5に基づく助言という位置づけであり、内容は以下の8点である。

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度になっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。
- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとすることとされている。この期間については、法令上具体的な定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請に当たっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。

- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的な事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定に当たっても、指定管理者において労働法令に遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して、委託料を支出することが確実に見込まれる場合は、債務負担行為を設定すること。

「大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について」(平成29年4月25日付け総務省自治行政局通知)

「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について(報告)平成28年12月20日」においては、関係者間の連携の不足に伴う課題の一つとして、「市町村と施設管理者、指定管理者の間で避難所運営を想定していなかった指定管理者に多大な負担が生じる場合もあった」とことが指摘され、実施すべき取組として、「避難所となる施設の中には、市町村が指定管理者を指定している場合もあるが、災害時の市町村との役割分担について予め協定等で決めておくとともに、発災後も必要に応じて話し合いを行うことが必要である。」とされています。

については、大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について、下記の点に留意の上、適切な運用に努められるよう、自治法第245条の4第1項に基づき助言します

1. 指定管理者が管理する施設における避難所等運営の役割分担の確認

(1) 指定管理者としての指定や果たすべき機能等の明確化

指定管理者が管理する施設における避難所等運営については、施設を設置する地方自治体(以下「設置団体」という。)の指定管理者制度所管部長及び施設管理担当部局が、防災担当部長等と緊密に連携し、条例、地域防災計画等において、当該施設の災害対策基本法(昭和36年法律第233号)上の指定避難所としての指定や果たすべき機能等について明確にしておく必要があること。

(2) 指定避難所である場合

指定避難所である場合、避難所運営の対応マニュアルの作成、指定管理者との協定等を通じ、設置団体、施設所在市町村と指定管理者の間の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要があること。その際、指定管理者が避難所運営や、市町村による避難所運営の支援の役割を担う場合にはその旨を明確にする必要があること。

(3) 指定避難所でない場合

大規模地震に係る災害の場合には、あらかじめ指定避難所として指定されていないとしても、周辺住民から見て避難に適していると判断された施設は事実上避難者が集まる場所となり、さらに事後的に指定避難所として指定されることもあり得ることに留意すること。このような事態が見込まれる施設では、避難者の受け入れの可否の判断方法や、受入れた場合の設置団体、施設所在市町村と指定管理者の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要があること。

(4) 避難所等の運営を市町村が行う場合

大規模地震に係る災害の場合には、指定避難所や事実上避難者が集まる場所(以下「避難所等」という。)の運営を市町村が行うこととしている施設であっても、指定管理者が市町村による避難所等運営の

支援の役割を担うなど、通常の施設管理以外の業務を行うこともあり得ることに留意すること。

(5) 避難所等の運営を指定管理者が行う場合

避難所等の運営を指定管理者が行う場合には、受け入れる避難者の数、安全管理、個人情報の取扱い等の運営の基本的な決定方法や、他の関係機関との連携調整の方法等については、施設所在市町村と指定管理者の間で調整の上、定める必要があること。

また、指定管理者が避難所等運営において重要な役割を果たしている場合には、運営の基本的な方針を決定する際、施設所在市町村と指定管理者との間で十分な連携調整が行われることが望ましいこと。

2. 指定管理者が管理する施設を避難所等として利用する場合の費用負担

(1) 費用負担の方針、協議の方法の明確化

指定管理者が管理する施設を避難所等として利用することによって新たに必要となる費用や施設の通常利用ができないことによる利用料金収入の補填等の追加負担、また、不要となる費用の減額等の精算について、その方針や協議の方法(協議開始時期や手続、協議対象事項等)をあらかじめ定めておく必要があること。

(2) 留意事項

費用の追加負担については、指定管理者の業務の円滑な実施に支障をきたすことがないよう、留意する必要があること。特に、費用追加負担の支出の時期については、指定管理者が本来得られるべき通常の指定管理料や利用料金等の当面の収入が得られない状況があり得ることを考慮する必要があること。

また、都道府県が設置する施設を施設所在市町村が避難所等として利用する場合には、新たに必要となる費用の負担が不明確になることがあるため、都道府県と施設所在市町村の間で事前の調整を行う必要があること。

3. その他

1及び2については、その内容に応じ、条例、地域防災計画のほか、指定管理者との間で定める協定その他の書面において、可能な限り具体的に明記しておくことが望ましいこと。